

保護者各位

うるま市立兼原小学校
校長 銘 苅 豊
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる『登校基準』について

初秋の候、保護者におかれましては、本校教育活動や新型コロナウイルス感染症感染予防対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の隔離解除期間の判断は、通常、保健所より行われておりました。しかし、感染拡大が続き、保健所の業務がひっ迫することによる対応の遅れ、それに伴い『登校の時期』についての細かな判断等に困るケースが生じております。

そこで具志川中ブロック(具志川中・兼原小・赤道小)では、学校医の助言をもと、「登校再開の判断基準」を設けました。

つきましては、下記の内容をご確認の上、ご理解の程よろしく願いいたします。

記

1 登校のめやすについて

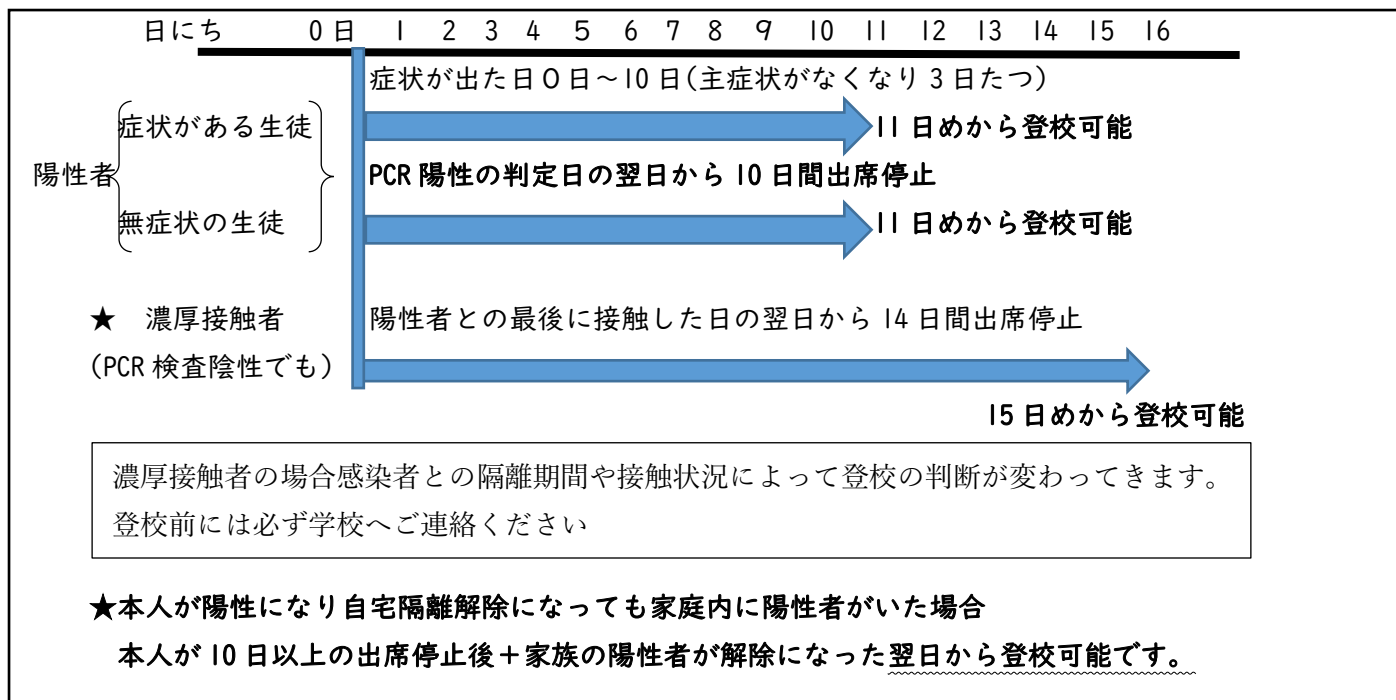
(1) 児童生徒が感染した場合

- ① 保健所より指示のあった場合はその期間は出席停止です。
- ② 【保健所より学校と相談してください】とあった場合は陽性と判断された翌日から10日間の出席停止です。また主症状がなくなってから3日間がたっていること。

(2) 児童生徒が濃厚接触者の場合

- ① 児童生徒本人が濃厚接触者となった場合
 - 感染者と最後に接触した日の翌日から14日間出席停止となります。
 - 家族内に感染者が隔離解除になってから14日間出席停止となります。
家庭内の感染者隔離の状態(例 療養ホテルへ移動した)などで登校開始期間が変わります。
- ② 児童生徒の**家族**が濃厚接触者となった場合
家族のPCR検査結果が出るまで出席停止です。
また家族の検査結果が陰性となっても、1週間程度出席停止です。
- ③ **児童生徒**が接触者となった場合
最後に接触者した日の翌日からPCR検査結果陰性でも1週間程度出席停止です。
- ④ 児童生徒の**家族**が接触者になった場合
PCR検査結果が出るまでは出席停止です。→陰性となったら登校可能

フロー図



2 コロナ感染者が発生した場合について

児童生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された場合は、学校内感染のリスクと学校医からの助言のもとに閉鎖期間・休業期間を決めて学校長の判断で決定していきます。

感染者の行動範囲で閉鎖や休業期間が変わりますのでご理解の上ご協力をお願いします。

